

## 司法制度改革推進本部顧問会議（第5回）議事録(抜粋)

日 時：平成14年7月5日（金）18時～19時30分

場 所：総理大臣官邸大会議室

出席者：（顧問）

佐藤幸治座長、大宅映子顧問、奥島孝康顧問、小島明顧問、佐々木毅顧問、  
笹森清顧問、志村尚子顧問

（推進本部）

小泉純一郎本部長（内閣総理大臣）、福田康夫副本部長（内閣官房長官）、  
森山眞弓副本部長（法務大臣）、上野公成本部長補佐（内閣官房副長官）、  
古川貞二郎本部長補佐（内閣官房副長官）

（事務局）

山崎潮事務局長、田中成明法曹養成検討会座長 他

議事次第：

- 1 開 会
- 2 司法制度改革について
- 3 検討会の検討状況等について
- 4 法曹養成制度について
- 5 閉 会

- (略) -

【佐藤座長】（略）それでは、次に、これはかねて笹森顧問が御指摘になされておったところでありませぬけれども、最高裁判事の任命に関しまして、内閣官房の方から御説明があると伺っておるんですが、お願いいたします。

【内閣総務官室柴田内閣審議官】 内閣審議官の柴田でございます。お手元の資料4をごらんいただきたいと思っております。

今、座長からもお話がございましたように、笹森顧問から、最高裁判官の選任について透明性、客観性を確保する観点から、運用面で工夫できないかというような御指摘がございました。内閣官房としましては、6月の最高裁判事の任命からお手元の資料のような形で選考過程や選考理由を明らかにすることといたしました。

具体的に申し上げますと、資料4をごらんいただきたいと思っておりますが、最高裁判官の任命は、最高裁長官の意見を聞いた上で、内閣として閣議決定をする。

2つ目は、最高裁長官に意見を聞くのは、最高裁の運営の実情を踏まえたものとなるよう、人事の万全を期すために慣例として行っているものである。

それから、最高裁長官の意見は、一般的には出身分野、候補者複数名とその中でも最適候補者に関するものについて意見を伺うということでもあります。

それから4番目でございますが、候補者につきましては、主として裁判官、弁護士、検察官の場合には、最高裁長官から複数候補者について提示を受け、行政、外交を含む学識経験者につきましては、原則内閣官房で候補者を選考し、いずれの場合も内閣総理大臣の判断を仰いだ上で閣議決定をするということでもあります。

その際、最高裁の裁判官は、憲法上も国民審査を受けるという大変重い地位であることに鑑みまして、極力客観的かつ公正な見地から人選をしているということなんです。

それから、最高裁の裁判官の出身分野についての御議論がございますが、現在の最高裁裁判官の出身分野は、最高裁の使命、扱っている事件の内容などを総合的に勘案した結果のものであるということなんです。

こうでなきゃいけないと固定しているわけではありませんが、そこに現在最高裁裁判官の15人の出身分野というのをそこに記してございますけれども、裁判官出身の方が6名、民事5、刑事1、弁護士4、学識者5で、内訳はそこにあるとおりでございます。

そして、最高裁裁判官の法律上の任命資格というのが裁判所法41条に規定されておりますけれども、識見が高く、法律の素養のある40歳以上の方で、15人のうち少なくとも10人は高裁長官又は判事を10年以上、それから、もう一つの要件は、高裁長官、判事、簡裁判事、検察官、弁護士、法律学の教授などで通算20年以上、こういう要件のある方、法律の専門家といいますが、そういう方を少なくとも10人は任命するよというところが、法律上規定されています。

その結果として、任命した今の現在の状況というのがその1つ上の、先ほど申し上げた数でございます。

それから、最高裁の使命は、言うまでもなく憲法判断とか法令解釈の統一ということもございますが、平成12年度の最高裁の新規受理件数というのを見てもみると、6,400件、うち民事事件は4,500、刑事事件は1,900ということで、圧倒的に民事事件が多いということもございます。

それから、大法廷での事件ということになりますと、そのうち大法廷で扱う事件ということもございますが8件ということもございますが、結果としては小法廷で扱われる事件というのが大変多いということもございます。

こういうようなことを総合的に勘案した結果、今のこういう出身分野の比率になっているということもございます。

以上のようなことにつきまして、内定後、官房長官記者会見で、可能な範囲で選考過程とか選考理由を明らかにするということにしております。

なお、候補者を含めまして、具体的な人選の過程、だれとだれが候補者になってというような具体的な人選の過程は公表は差し控えるということもございます。

以上でございます。

【佐藤座長】 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問があればお願いします。

【大宅顧問】 出身分野は固定ではないとおっしゃったんですが、ここ数年大体こんな業種とか、そういうのはないですか。

【柴田審議官】 出身分野は、ここ数年というか、もう少し長い間ですけれども、ほとんど変わっておりません。

【佐藤座長】 新民訴で上告を少し厳しくするということになりましたけれども、新受件数が減ってきているというようなことはないのでしょうか。余り変わらないで、ずっとこういう状況が続いているということでしょうか。それにしても、新受件数が非常に多いと思うんですけれども。

【柴田審議官】 件数は多少波はあったけれども、ここ数年はそんなに変わっていなかったのではないかと思います。

【大宅顧問】 先ほど、メディアからとか、それから外交官も役員になりますね。最終的に外交官という枠ですね。でも、今は大学教授だけでも、お役人の方が長いというのがありますね。でも、この枠になりますね、この分け方でいくと、最終的には。

【柴田審議官】 外交官をやられた方は。

【大宅顧問】 外交官ですね。別に文句つけるわけではないんですけども。

【佐藤座長】 ほかにいかがでしょうか。

【笹森顧問】 大分こだわらせていただきました問題ですので、ここまで文書で出てきたのは多としたいと思うんですが。

【大宅顧問】 これは、今まで出てきていなかったんですか。

【笹森顧問】 あったんでしょう。そこのところちょっと今聞こうと思っているんですけども。

これは例えば、の2つ目に、「最高裁長官の意見を聞くのは、慣例として行っている」とあるが、今後は、このことをやるというふうに決めたということなんですか。それから、この一つひとつは、今、大宅さんもおっしゃられたんですけども、今までやっていたことをもう一回改めて書いたということですか。

【柴田審議官】 まず、最高裁長官に意見を聞くというのは前からやっておりましたから、今回初めてやるということではございません。それから、今日申し上げた内容というのは、今まで、例えば、最高裁の判事を任命するというときに、内閣官房からの発表、官房長官に発表していただくわけですが、そのときにも、お手元の資料のとおりという形で、余り、この人がどういう経歴だったとかということを発表したことが今までほとんどありませんでしたというか少なかったんです。それを今回からは、最高裁長官の意見を聞いてということとか、それから、今度裁判官になられる方がどういう経歴でどういうことこういうふうに選びましたということ積極的に説明するというのが、今度の説明申し上げた内容でございます。

【佐藤座長】 志村顧問、どうぞ。

【志村顧問】 男女共同参画社会の時代でございますけれども、女性を少なくとも入れようという積極的なお考えはあるんでしょうか。

【柴田審議官】 昨年、最高裁判事として2人目でございますけれども、横尾判事を任命するということがございました。そういう頭で私どもは対処しております。

【奥島顧問】 ロースクールが安定的に運営されるようになった段階ぐらいには、この裁判官の出身分野は多少影響があるのでしょうか。

【柴田審議官】 もうちょっと先の話ですので、そのときに最高裁といろいろ話の中で決

まっっていくことと思います。

【佐藤座長】 これに関して、検討会での検討状況などに関連して何か事務局長の方からお答えになることがありますか。

【事務局長】 官邸の方から運用についてお話がございましたが、私どもの検討会の方では、制度論としてどうするかという問題も抱えておまして、これから夏にかけて、学者の方をお願いして、外国の制度をまず調べたいと思っております。それを分析してから、更に日本としてどうするかということを検討したいと考えております。

【佐藤座長】 さっきの笹森顧問の御指摘ですが、任命過程について、従来、いろいろ推測はされていたことなんですけれども、こういう形で文書で出されるのは初めてのことでないでしょうか。

【笹森顧問】 かもしれませんですね。

【佐藤座長】 今後の制度の在り方については、先ほど事務局長がおっしゃったように、外国の諸制度を調査した上で検討が進められて、何がしかの結論といいますか、考え方が出されてくるのではないかと考えます。その段階で、この問題についてまた御議論いただければと思いますが、今日のところは、こんなところでよろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

- (略) -